

吸収分割に係る事前備置書類

会社法第 782 条第 1 項に規定する書面

2025 年 2 月 19 日

株式会社ラクス

2025年2月19日

吸収分割にかかる事前備置書類

大阪府大阪市北区鶴野町1番9号
株式会社ラクス
代表取締役 中村 崇則

当社は、当社を分割会社とし、ライド株式会社を承継会社とする吸収分割（以下「本分割」といいます）に関し、法令の定めに従い、本書面を当社本店に備え置くこととします。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）
別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。
2. 本分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）
本分割に際しては、承継会社より金1,500万円が支払われます。当社が承継会社に承継させる分割対象事業についてはディスカウント・キャッシュフロー法により企業価値を算定した結果を踏まえて、承継会社と協議・交渉を行った結果、承継会社との間で、当社及び承継会社の資産状態及び経営状態に重大な変更がないことを条件に、上記価格にて合意いたしました。ただし、本分割の効力発生日までに諸条件に変動が生じた場合は、その変動に応じて金1,500万円が調整される可能性があります。
3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）
該当事項はありません。
4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）
該当事項はありません。
5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2に記載のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）
 - (1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）
 - (1) 当社の債務に関する判断
本分割後の当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。また、本分割後の当社の収益状況・キャッシュフローの状況について、債務の履行に影響を及ぼすような事態の発生は現在予想されていません。
 - (2) 承継会社が当社から承継する債務に関する判断
承継会社は、本分割により当社から承継する負債を賄うに十分な資産を有しており、分割の効力を生じる日以後における債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

8. 上記 1 から 7 に掲げる事項に変更が生じた場合の変更後の当該事項
上記 1 から 7 に掲げる事項に変更が生じた場合には、別途書面を備え置いて開示することとします。

以上

別紙 1 吸収分割契約書



吸収分割契約書

株式会社ラクス（以下「甲」という。）とライド株式会社（以下「乙」という。）は、甲のインターネット接続事業及びホスティングサービス事業（これらに付随するサービスを含み、以下「本事業」という。）を乙が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲及び乙は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、本契約の定めるところに従い、甲が本事業に関して有する資産、債務、その他の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる。なお、本事業にかかる雇用契約は、本吸収分割の対象に含まれない。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本吸収分割を行う甲及び乙の商号及び所在地は、以下のとおりである。

(1) 甲（分割会社）

商号：株式会社ラクス

所在地：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号

(2) 乙（承継会社）

商号：ライド株式会社

所在地：東京都千代田区飯田橋一丁目5番10号

第3条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙は、本効力発生日（第5条に定義する。）において、本吸収分割により、別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産、負債、その他権利義務を甲より承継する。
2. 前項の債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとする。

第4条（本吸収分割の対価）

乙は、本吸収分割に際し、甲に対し、金1,500万円の対価を支払う。

第5条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第6条（吸収分割契約の承認）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続きその他関連法令により必要となる手續きを行うものとする。

第7条（競業禁止義務）

甲は、甲及び乙が別途合意した場合を除き、本効力発生日後3年6ヶ月間において、乙が承継する本事業について、競業禁止義務を負うものとする。但し、甲が本事業と同一又は類似の

事業を主たる目的ではなく付随的な事業として、合併又は事業譲渡などの組織再編行為に基づいて承継し、又は譲受ける場合は競業避止義務を負わないものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結後本効力発生日に至るまでの間、本事業を善良なる管理者の注意をもって継続し、通常の業務遂行に伴うものを除き、乙の事前の書面による承諾なくして、財産の処分、債務の負担その他本事業に関して有する権利義務に影響を与える変更を加えないものとする。甲が本契約に影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ甲乙協議のうえ決定するものとする。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産状態、経営状態に変動を生じた場合、本吸収分割の実行に支障が生じた場合、その他必要がある場合には、甲乙協議のうえ、本契約を変更しまたは解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、本契約の締結について第6条に定める承認または手続きが完了しないとき、並びに、法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2025年2月10日

甲：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号
リンクスクエア新宿
株式会社ラクス
代表取締役
中村 崇則



乙：東京都千代田区飯田橋一丁目5番10号
ライド株式会社
代表取締役 橋爪 英仁



別紙 承継権利義務明細表（吸収分割契約書第3条第1項）

本吸収分割により甲から乙に承継される権利及び義務は、本効力発生日（本効力発生日が変更された場合には、変更後の日を含む。以下同じ。）において甲が本事業に関して有する以下の資産、債務及び負債、契約その他の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債は2025年3月31日時点の貸借対照表その他同日時点の計算を基礎として確定する。

記

1 資産

本効力発生日において存在し、以下のとおり、甲が本事業に関して有する一切の資産。

(1) 流動資産

本事業に係る売掛金。

(2) 固定資産

なし。

2 負債

本効力発生日において存在し、以下のとおり、甲が本事業に関して有する一切の負債及び債務。

ただし、本事業に関連するか否かにかかわらず、不法行為債務その他の偶発債務又は簿外債務

（本件効力発生日の前日終了時点において甲を当事者とする係属中の訴訟、調停、仲裁等の法的紛争手続の対象である債務を含む。）

(1) 流動負債

本事業に係る買掛金。

(2) 固定負債

なし。

3 契約上の地位（雇用契約を除く。）

(1) 本効力発生日において有効に存続し、甲が当事者となっている本事業に関連して締結した一切の契約及びこれに基づく個別契約並びに当該契約に係る契約上の地位並びに当該契約に基づく一切の権利義務。ただし、以下各号に関する契約については対象外とする。

① C-PUS ポータル（顧客管理システム）

② BILLY（請求管理システム）

(2) 本事業に関して甲が使用する下記の銀行口座（預金契約の契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務。）。なお、下記に記載する銀行口座以外の銀行口座については対象外とする。

りそな銀行 新都心営業部

普通口座 3781522

口座名義 株式会社ラクス

以上

第20期決算公告

令和7年2月5日

東京都千代田区飯田橋一丁目5番10号
ライド株式会社
代表取締役 橋爪 英仁

貸借対照表の要旨

令和6年3月31日現在(単位:百万円)

	科 目	金額
資の 産部	流動資産	870
	固定資産	73
	合 計	943
負債及 び純 資産 の部	流動負債	170
	固定負債	0
	株主資本	773
	資本金	50
	利益剰余金	723
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	711
	(うち当期純利益)	214
	合 計	943